

新設法人情報の調達の公募

株式会社日本政策金融公庫国民生活事業が行う新設法人情報の調達への参加者を、以下の要領で公募する。

1 調達の内容

平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月までに設立された法人の情報であって、次の各号のすべてを満たしていること。

- (1) 全国（沖縄県を除く 46 都道府県）を網羅している法人情報であること。
- (2) 法人情報の件数は 4 万件以上であること。但し、次のいずれかに該当する法人を除く。
 - ア 資本金が 1 千万円超
 - イ 日本政策金融公庫（国民生活事業）の取扱対象外業種
 - ウ 企業住所が沖縄県
- (3) 法人情報には次の情報を含んでいること。

商号（漢字・カナ）、企業郵便番号、企業所在地、資本金、設立年月、業種コード、代表者氏名（漢字・カナ）、代表者郵便番号、代表者住所、電話番号（判明分）
- (4) 1 法人情報あたり 120 円（税抜き）以下で納入できること。
- (5) 平成 29 年 8 月から平成 30 年 3 月に新設された法人情報は平成 30 年 8 月 29 日までに、平成 30 年 4 月から平成 30 年 7 月に新設された法人情報は平成 30 年 11 月 21 日までに納品できること。
- (6) データ納入の仕様
データ仕様については別紙 1、提供媒体については別紙 2を参照。

2 参加者の資格

- (6) 次の各項に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
 - イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

(2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(3) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者

(4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

(5) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者

(6) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 申込方法

参加を希望する者は、平成 30 年 7 月 23 日（月）15 時 00 分までに、参加申込書（別添 1）及び項番 4 に示す提出書類を項番 5 の申込先に提出すること。

4 提出書類

参加資格があることを証明する書類

(1) 法人登記簿謄本（申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの（原本））

(2) 財務諸表（直近 2 期分）

(3) 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）又は同（その 3 の 2）若しくは同（その 3 の 3）

(4) 充足証明書（別添 2）

(5) 誓約書（別添 3）

(注) (1)、(2) 及び (3) は平成 28・29・30 年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

5 問い合わせ・申込先

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 4 号

株式会社日本政策金融公庫管財部 契約課

担当：梶（カコイ）裕一郎

電 話：03-3270-1552

F A X：03-3270-1411

6 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番 5 における「日本公庫エントランス 1 階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

7 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

以 上

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

新設法人情報の調達への参加申込書

会社名	
代表者名	
住所	〒 ー
電話番号	
担当者名	

充 足 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

当社は、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業が行う新設法人情報の調達について、平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月までに設立された法人の情報を「1 調達の内容」にある下記項目のすべてを満たす条件で納入することを保証します。

記

- 1 全国（沖縄県を除く 46 都道府県）を網羅している法人情報であること。
- 2 法人情報の件数は 4 万件以上であること。但し、次のいずれかに該当する法人を除く。
 - (1) 資本金が 1 千万円超
 - (2) 日本政策金融公庫（国民生活事業）の取扱対象外業種
 - (3) 企業住所が沖縄県
- 3 法人情報には次の情報を含んでいること。

商号（漢字・カナ）、企業郵便番号、企業所在地、資本金、設立年月、業種コード、代表者氏名（漢字・カナ）、代表者郵便番号、代表者住所、電話番号（判明分）
- 4 1 法人情報あたり 120 円（税抜き）以下で納入できること。
- 5 平成 29 年 8 月から平成 30 年 3 月に新設された法人情報は平成 30 年 8 月 29 日までに、平成 30 年 4 月から平成 30 年 7 月に新設された法人情報は平成 30 年 11 月 21 日までに納品できること。
- 6 データ納入の仕様
データ使用については公募公告記載の別紙 1、提供媒体については公募公告記載の別紙 2 のとおり。

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業が行う新設法人情報の調達に関し、「2参加者の資格」にある下記項目のすべてを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

なお、この誓約書写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- 3 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者
- 4 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

データ納入の仕様

納入する新設法人情報のデータの仕様は次表のとおりとする。

項番 (注1)	項目 (注1)	属性 (データ形式)	文字数	データ内容	入力必須 (注2)	バイト数	データ要件
1	区分	文字列 (キャラクタ形式)	1	公庫独自の区分 ‘0’しか認めない。	○	1	○ ‘0’ (ZERO) であること。
2	企業コード (注3)	文字列 (キャラクタ形式)	9	任意に付された企業コード	○	9	○9桁のキャラクタ数字であること。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
3	法人格前後区分	文字列 (キャラクタ形式)	1	法人形態を表す商号が法人名称の前後にあるか明示するもの。	○	1	○1又は2であること。 1：前法人格 2：後法人格
4	法人格略コード	文字列 (キャラクタ形式)	2	法人形態をコード化したもの。	○	2	○01～20の数字で表示 01：株式会社 02：有限会社 03：合資会社 04：合名会社 20：合同会社

項番 (注1)	項目 (注1)	属性 (データ形式)	文字数	データ内容	入力必須 (注2)	バイト数	データ要件
5	漢字商号	漢字 (漢字形式)	30	法人の漢字商号	○	60	<p>○左詰であること。</p> <p>○漢字スペースはX' 8140' であること。</p> <p>○文字コードは「SJIS」とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード(■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。</p> <p>○法人略語は別添の項番1のとおりとする。</p>
6	カナ商号	文字列 (キャラクター形式)	20	法人のカナ商号	○	20	<p>○左詰であること。</p> <p>○先頭から連続したカナ文字列であること(途中にスペースがないこと)。</p> <p>○先頭文字がカナ大文字であること。</p> <p>○カナ大文字、ハイフン、濁点及び半濁点以外の文字がないこと。(英文字は使用しない。)</p> <p>○別添の項番2に示す文字の連続がないこと。</p> <p>○法人形態を表す商号を省いてあること。</p> <p>○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード(■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。</p>

項番 (注1)	項目 (注1)	属性 (データ形式)	文字数	データ内容	入力必須 (注2)	バイト数	データ要件
7	企業住所コード	文字列 (キャラクタ形式)	11	(都道府県2桁+市区郡町村3桁+大字・通称3桁+字・丁目3桁)	○	11	○全国町・字ファイルコードで記録されていること。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
8	企業カナ補助住所	文字列 (キャラクタ形式)	30	番地以降のカナ住所 (ビル名含む。)	○	30	○左詰、1文字以上であること。 ○カナ大文字、英数字、ハイフン、濁点及び半濁点以外 ^{以外} の文字がないこと。 ○先頭文字がカナ大文字又は英数字であること。 ○別添の項番2に示す文字の連続がないこと。 ※全国町・字ファイルコードに対応する住所を除いた部分。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
9	企業郵便番号	文字列 (キャラクタ形式)	7	(上コード3桁+下コード4桁)	○	7	○固定7桁の数字であること(ハイフンなし)。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特

項番 (注1)	項目 (注1)	属性 (データ形式)	文字数	データ内容	入力必須 (注2)	バイト数	データ要件
							定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
10	企業所在地	漢字 (漢字形式)	40	左から市、区、郡、町、丁目、番地 (ビル名含む。)	○	80	○左詰であること。 ○漢字スペースは X' 8140' であること。
11	企業電話番号	文字列 (キャラクター形式)	14	法人の電話番号		14	○左詰、先頭から連続した文字列であること (途中にスペースがないこと)。 ○数字及びハイフン以外の文字がないこと。 ○0 (ゼロ) 又はハイフンのみで構成されていないこと。 ○先頭がハイフンでないこと。 ○最後の文字がハイフンでないこと。 ○数字だけの文字数が 4 文字以上 12 文字以下であること。 ○ハイフンの数が 2 以下であること。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
12	企業 FAX 番号	文字列 (キャラクター形式)	14	法人の F A X 番号		14	項番 1 1 と同じ。
13	資本金 (単位：千円)	数値 (キャラクター形)	10	法人の資本金	○	10	○有りの場合、10 桁以内の数字 (前ゼロ有) で

項番 (注1)	項目 (注1)	属性 (データ形式)	文字数	データ内容	入力必須 (注2)	バイト数	データ要件
		式)					あること。 なお、合資会社は出資金を登録する。 ○1以上10000以下であること。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフトJIS で81A1)) を指定する。
14	設立年月	文字列 (キャラクタ形式)	6	法人の設立年月 ※不明の場合はスペースを登録する。		6	○西暦4桁+月2桁(不明はスペース) ○スペース又は6桁固定の数字であること。 ○データ納品日の属する月の年月以前であること。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフトJIS で81A1)) を指定する。
15	業種コード1 (主)	文字列 (キャラクタ形式)	4	法人の業種コード (注4)	○	4	○4桁固定の数字であること。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフトJIS で81A1)) を指定する。
16	業種コード2 (従)	文字列 (キャラクタ形式)	4	項番15に同じ。		4	項番15に同じ。

項番 (注1)	項目 (注1)	属性 (データ形式)	文字数	データ内容	入力必須 (注2)	バイト数	データ要件
17	業種コード3 (従)	文字列 (キャラクタ形式)	4	項番 15 に同じ。		4	項番 15 に同じ。
18	業種名称1 (主)	漢字 (漢字形式)	16	項番 15 の業種コード1 に対応する業種名称		32	○左詰であること。 ○漢字スペースは X' 8140' であること。
19	業種名称2 (従)	漢字 (漢字形式)	16	項番 16 の業種コード2 に対応する業種名称		32	項番 18 に同じ。
20	業種名称3 (従)	漢字 (漢字形式)	16	項番 17 の業種コード3 に対応する業種名称		32	項番 18 に同じ。
21	扱い品コード 1	文字列 (キャラクタ形式)	6	扱い品コード (スペース 有り)		6	○SJIS 文字コードの範 囲内とし、JIS 第2水準 までとする。外字は、特 定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定す る。
22	扱い品コード 2	文字列 (キャラクタ形式)	6	項番 21 に同じ。		6	項番 21 に同じ。
23	扱い品コード 3	文字列 (キャラクタ形式)	6	項番 21 に同じ。		6	項番 21 に同じ。
24	扱い品名称1	漢字 (漢字形式)	30	項番 21 の扱い品コード 1 に対応する扱い品名 称		60	○左詰であること。 ○漢字スペースは X' 8140' であること。
25	扱い品名称2	漢字 (漢字形式)	30	項番 22 の扱い品コード 2 に対応する扱い品名 称		60	項番 24 に同じ。
26	扱い品名称3	漢字 (漢字形式)	30	項番 23 の扱い品コード 3 に対応する扱い品名 称		60	項番 24 に同じ。
27	役員名称	漢字 (漢字形式)	100	当該法人の役員につい て、役職名及び氏名を連 記する形式で、漢字で記		20 0	○左詰であること。 ○漢字スペースは X' 8140' であること。

項番 (注1)	項目 (注1)	属性 (データ形式)	文字数	データ内容	入力必須 (注2)	バイト数	データ要件
				録する。			
28	役職コード	文字列 (キャラクタ形式)	2	項番 27 に関する納入者独自の役職コード (スペースあり)		2	○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
29	役職名称	漢字 (漢字形式)	6	項番 28 の役職コードに対応する名称を漢字で登録する。		12	○左詰であること。 ○漢字スペースは X' 8140' であること。
30	就任年月日	文字列 (キャラクタ形式)	8	項番 27 の役員の就任年月日 ※不明の場合はスペースを登録する。		8	○西暦4桁+月2桁+日2桁 (不明はスペース) ○スペース又は8桁固定の数字であること。 ○データ納品日の属する月の年月以前であること。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
31	男女区分	文字列 (キャラクタ形式)	1	項番 27 の役員の性別を登録する。		1	○「男：1」、「女：2」、又は「不明の場合：スペース」であること。

項番 (注1)	項目 (注1)	属性 (データ形式)	文字数	データ内容	入力必須 (注2)	バイト数	データ要件
32	代表者氏名 (漢字)	漢字 (漢字形式)	15	代表者の漢字名称を登録する (漢字表示ができない場合は、ひらがなに変換)。	○	30	<p>○左詰であること。</p> <p>○漢字スペースは X' 8140' であること。</p> <p>○文字コードは SJIS とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。</p> <p>○邦人名の場合、姓と名の間に漢字スペースが1つ以上存在すること。</p>
33	代表者氏名 (カナ)	文字列 (キャラクタ形式)	16	代表者の漢字名称を登録する (姓と名との間にはスペースをセット)。	○	16	<p>○左詰、3文字以上であること。</p> <p>○先頭文字がカナ大文字であること。</p> <p>○途中にスペースが1つ以上存在すること。</p> <p>○途中のスペースが3つ以上ないこと。</p> <p>○カナ大文字、ハイフン、濁点、半濁点以外の文字がないこと (英文字はエラー)。</p> <p>○別添の項番2に示す文字の連続がないこと。</p> <p>○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。</p>
34	代表者住所コード	文字列 (キャラクタ形式)	11	(都道府県2桁+市区郡町村3桁+大字・通称3桁+字・丁目3桁)	○	11	<p>○全国町・字ファイルコードで記録されていること。</p>

項番 (注1)	項目 (注1)	属性 (データ形式)	文字数	データ内容	入力必須 (注2)	バイト数	データ要件
							○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
35	代表者カナ補助住所	文字列 (キャラクター形式)	30	番地以降のカナ住所 ※全国町・字ファイルコードに対応するカナ住所を除いた部分	○	30	項番 8 と同様のデータ要件であること。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
36	代表者現住所	漢字 (漢字形式)	40	左から市、区、郡、町、丁目、番地 (ビル名含む。)	○	80	○左詰であること。 ○漢字スペースは X' 8140' であること。
37	代表者郵便番号	文字列 (キャラクター形式)	7	(上コード 3 桁 + 下コード 4 桁)	○	7	○固定 7 桁の数字であること (ハイフンなし)。 ○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
38	企業所在地バーコード情報	文字列 (キャラクター形式)	23	郵便物にバーコードを表示する際の基本情報をセット。		23	○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。
39	代表者現住所バーコード情報	文字列 (キャラクター形式)	23	郵便物にバーコードを表示する際の基本情報をセット。		23	○SJIS 文字コードの範囲内とし、JIS 第2水準までとする。外字は、特

項番 (注1)	項目 (注1)	属性 (データ形式)	文字数	データ内容	入力必須 (注2)	バイト数	データ要件
							定コード (■ (シフト JIS で 81A1)) を指定する。

(注1) データの項目位置は、項番の番号順とする。

(注2) 入力必須項目に「○」があるものは、必ず有効データを記録する。

(注3) 企業コードは法人毎に与えられた納入者独自で採番した企業番号とする。

(注4) 日本標準産業分類 (平成 14 年 10 月改定) に準拠したコード (不明はスペース) とする。ただし、日本標準産業分類 (平成 19 年 11 月改定) の業種コードで納品する場合は、当該コードと日本標準産業分類 (平成 14 年 10 月改定) に準拠したコードの対応表 (エクセル形式) を契約締結後 7 日以内に納品する。

提供媒体

納入する新設法人情報の提供媒体は次表のとおりとする。

項番	項目	内容
1	媒体種類	C D - R
2	記録密度	650Mバイト
3	レコードサイズ	1014B Y T E
4	ファイル名	S H I N H

